

奈良盆地の村落構成

野 崎 清 孝*

The Framework of the Rural Communes in Nara Basin

Kiyotaka NOZAKI

(1977年9月30日受理)

1. はじめに

村落の規模や空間構成は地域差が顕著である。その展開や起源に関しては既往の研究によって多くの成果があげられてきた。しかしながらいまだ明らかにされていない問題も多い。本稿はいささかでもこの課題に触れようとして村落形態・村落の内部構造・村落制度の面からのアプローチによって村落の構成にせまろうとした。現在の村落の原型である近世村落——藩政村が中世的秩序の後をうけて成立し、それが主として明治行政村の大字の中にうけつがれたとする大筋の上に乗って大字を分析し、かつ史料の裏付けによって村落構成を決定した地理的、歴史的背景を明らかにしたいと考える。

本稿は奈良盆地を例にとり、明治初年の村落をおさえ、大字とのかかわり方を中心に村落構成の展開を考察する。奈良盆地を大和川水系の流域範囲としたが、それに淀川水系に属する北田原・南田原（天野川流域）・鹿ノ畑（山田川流域）および紀ノ川水系に属する西佐味・東佐味（北川流域）を付加した。したがって当時の郡名にしたがえば添下・平群・式上・式下・十市・広瀬・高市・葛下・忍海・葛上各郡の全域と添上・山辺両郡の平坦部が対象地域となる¹⁾。

第1表 奈良県の明治行政村と大字

大字数	町村数	%
1～5	50	33.5
6～10	60	40.3
11～15	25	16.8
16～20	8	5.4
20～	6	4.0
計	149	100.0

(1 村平均大字8.4)

奈良町、郡山町、松山町、土庫外1村組合、櫛羅村外、7村組合を除く。

2. 大字と集落の関係

『大和国町村誌集』(明治14年<1881>)から奈良盆地の大字(村)734をもとめた。これは奈良町・郡山町に含まれるかつての地子免許の町を除いた数である。大区小区制(明治5年<1872>)・三新法体制(明治11年<1878>)・連合戸長役場制(明治17年<1884>)を経て明治22年(1889)施行の町村制は従来の村を行政村の中に包括して大字とした。このようにして成立した行政村は明治行政村、明治新村と呼ばれて奈良県全体では149町村平均8.4の大字を含み、平均戸数562の規模であった。奈良盆地のみでは平均7.7の大字を含み、平均戸数588の規模であった(第1表・第2表)。その後の行政村の枠組みに多少の改編がみられるが、大正4年

* 地理学研究室

第2表 奈良県の明治行政村規模

戸 数			人 口		
～ 300	14町村	9.3%	～ 2,000	25町村	16.7%
300～ 400	32	21.3	2,000～ 3,000	69	46.0
400～ 500	41	27.3	3,000～ 4,000	28	18.7
500～ 600	19	12.7	4,000～ 5,000	13	8.7
600～ 700	18	12.0	5,000～ 6,000	7	4.7
700～ 800	7	4.7	6,000～ 7,000	4	2.6
800～ 900	4	2.7	7,000～10,000	4	2.6
900～1,000	5	3.3			
1,000～2,000	10	6.7			
計	150	100.0	計	150	100.0

(平均 562戸) 奈良町, 郡山町, 土庫外1村組合, 櫛羅村外7村組合を除く。

(1915), 櫛羅村外7村組合村が合併して大正村となり, 昭和2年(1927), 土庫村外1村組合村が当時の高田町に編入されて戦前の行政村は定着することになる。

明治初年の大字(村)ごとの統一的数字が得られる『大和国町村誌集』から算出すれば(不明のものは他の資料による), 奈良盆地における大字の平均戸数は78.3で町方的様相を呈した12大字を除くと平均戸数は69.0戸となり, これが当時の大字の標準的規模である。添上・山辺両郡の山間部や宇陀・宇智・吉野各郡の大字の平均戸数が53.3であるのに比して規模がやや大きい。広瀬・葛下両郡には比較的規模の大きい大字が多く, 忍海・葛上・高市各郡には比較的規模の小さい大字が多い(第3表)。奈良県全体では1大字あたりの

第3表 奈良県の郡別規模別大字数(『大和国町村誌集』による)

戸 数	平 坦 部												山 間 部					計	合計	
	添上	添下	平群	山辺	式上	式下	十市	広瀬	高市	葛下	忍海	葛上	添上	山辺	宇陀	宇智	吉野			
1～20	10	6	9	5	8	2	11	2	21	6	6	10	96	10	7	32	8	65	122	218
21～40	10	11	19	11	12	10	24	4	34	9	3	18	165	21	13	27	25	90	176	341
41～60	16	8	16	24	9	8	15	5	21	16	5	15	158	9	14	18	10	80	131	289
61～80	12	13	11	13	5	3	14	5	8	9		5	98	1	7	8	7	31	54	152
81～100	9	3	6	2	6	4	6	3	13	7		4	63		4	8	1	18	31	94
101～150	9	6	4	5	6	5	5	5	11	13	1	5	75	12	4	10	1	14	41	116
151～200	3	4	2	1		7	3	4	5	8		2	39			2	4	3	9	48
201～250	1	3		1		1		1	1	3		1	12	1	2	1	1	5	17	17
251～300	2		1		1			1	1			1	7			1		1	8	8
301～400	1		1	1						3			6				1	2	3	9
401～500		2	2										4				1		1	5
501～	1	2		3		2		1	1			1	11			1	1	3	14	14
計	74	58	71	63	50	40	80	30	116	75	15	62	734	53	50	109	60	305	577	1,311

(平均78.3戸)

(平均53.3戸) (平均67.3戸)

1～40	27.0	29.3	39.4	25.4	40.0	30.4	43.8	20.0	47.4	20.0	60.0	45.2	35.6	58.5	40.0	54.1	55.0	50.8	51.6	42.6
41～80	37.8	36.2	38.0	58.7	28.0	27.5	36.3	33.3	25.0	33.3	33.3	32.3	34.9	18.9	42.0	23.9	28.3	36.4	32.1	33.6
81～	35.2	34.5	22.6	15.9	32.0	42.5	19.9	46.7	27.6	46.7	6.7	22.5	29.5	22.6	18.0	22.0	16.7	12.8	16.3	23.8

- 注 1. 旧奈良町, 旧郡山町および松山町を除く
- 2. 式上郡の豊前は豊田を含む
- 3. 式下郡の但馬は上但馬を含む
- 4. 広瀬郡の穴關は西穴關を含む
- 5. 吉野郡の下池原は上池原を含む

人口は平均 329, 耕地面積は平均33.9町歩となり, 全県にわたって200~500人, 15~50町歩の間に収まるとする田辺裕の指摘に通ずる²⁾。規模の大きい大字は高山(添下郡北倭村)を除いて御所(983戸)・高田(826戸)・今井(669戸)・田原本(657戸)・桜井(615戸)・初瀬(553戸)・樺本(540戸)・三輪(538戸)・柳本(504戸)などいずれも中心度の高い集落である。水津一朗は地域中心論を奈良盆地にあてはめ, 中心度の高い集落について正方形原理に妥当性が大きいとし, 条里制が強力に施行されたこの地方では交通路の走向も条里にしたがって直交状か対角線状に発達しているためであろうかと推論している³⁾。いっぽう規模の小さい大字は内谷(葛上郡葛村)の3戸, 極楽寺(葛上郡葛城村)・鉢伏(添上郡東市村)のともに4戸など盆地周縁部に多い。盆地中央部にも周囲を大字市場領に囲繞された岡崎(葛下郡陵西村)の9戸, 番条よりの出垣内を物語る番匠田中(添上郡平和村)の11戸, 小島八軒と呼ならわされてきた小島(山辺郡二階堂村)の13戸などがあって規模の大きい大字と著るしい対照を示している。このような大小様々の村を連れ, 村によっては相給支配がなされることによって犬牙錯綜の近世知行制が生じた。

これら大字に含まれる集落数は本枝村を合せて奈良盆地に 1,259, 集落の平均戸数は39戸, 1大字あたりの集落数は平均 1.7 である。集落の平均戸数は添下・平群・十市・式上・忍海各郡では少なく, 添上・式下・広瀬・葛下各郡では多くなっている。また1大字あたりの集落数では高市・忍海両郡では少なく, 添下・平群両郡では多くなっている(第4表)。集落の平均戸数と1大字あたりの集落数を指標にとり, 組合せて4類型とし, 奈良盆地の明治行政村92を区分すると次のようになる(第4表)(第1図)。

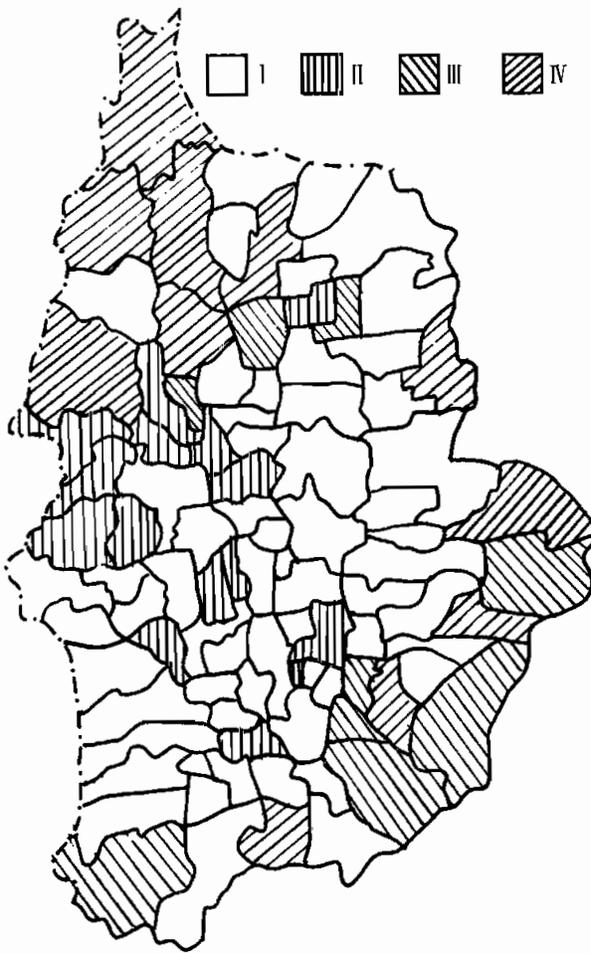
	集落の平均戸数	1大字あたりの集落数
I.	大	小
II.	大	大
III.	小	小
IV.	小	大

30戸以上を大, 29戸以下を小 2.0以上を大, 1.9以下を小

第4表 奈良盆地の郡別村落構成(戸数, 大字数は「大和国町村誌集」による)

	戸数	大字数	1大字あたり平均		1集落平均		村落構成					
			集落数	平均戸数	集落数	平均戸数	A	B	C	D	E	その他
添上郡(平坦部)	5,649	73	77	116	49	1.6	43	17	2	8	2	1
添下郡	4,563	55	83	182	25	3.3	29	6	7	1	12	
平群郡	5,135	71	72	156	33	2.2	39	6	5	7	13(2)	1
山辺郡(平坦部)	3,952	63	63	90	44	1.4	43	12	5	2	1	
式上郡	2,802	48	58	81	35	1.7	26	10	3		9	
式下郡	3,264	41	80	64	51	1.6	27	7	1	5	1	
十市郡	4,210	78	54	125	34	1.6	47	21	2	1	7	
広瀬郡	2,769	31	89	54	51	1.7	22	4	1	4		
高市郡	6,340	113	56	156	41	1.4	85	12	2	9	5	
葛下郡	6,654	73	91	116	57	1.6	50	3	6	13		1
忍海郡	598	15	40	20	30	1.3	12	1	2			
葛上郡	3,529	61	58	99	36	1.6	48	3	2	6	2(2)	
計	49,465	722	69	1,259	39	1.7	471 (65.2%)	102 (14.1%)	38 (5.3%)	56 (7.8%)	52(4) (7.2%)	3 (0.4%)

注 1. 大字数には旧奈良町・旧郡山町に属する町及び樺本・北郡山・南郡山・小泉・三輪・初瀬・柳本・桜井・田原本・北八木・八木・今井・高田・御所・新庄を加えない。
 2. ()内はこのタイプでもあることを示す。
 3. 集落数は「大和志」(享保21年<1736>)の属邑数を参考としたが, 属邑のとり方の基準が不統一であるため, 調査に基づいて実態にあわせてその数をもとめた。



第1図 明治行政村単位からみた奈良盆地の村落構成類型
地周縁北西部の添下郡北倭・富雄両村，平群郡の生駒・平群両村などである。これに属するのは11町村で12.0%を占める。

I. 1大字1集落にもっとも近い標準的タイプの地域で、これに属する町村がもっとも多く、主として盆地中央部の57町村，62.0%を占める。

II. それぞれの集落が独立して大字を形成することが可能である規模を有しながら独立することなく大字に多くの集落が包含されるもの、または明治初年の合村によって大字に多くの集落が包含されるもの、これらの卓越する地域である。これに属する町村は平群郡の三郷・竜田・法隆寺・安堵各村や広瀬郡の百済・瀬南両村，十市郡の耳成村など主として盆地中西部の15町村，16.3%を占める。

III. 小規模である大字を多く含む地域で、これに属する町村は高市郡の飛鳥・高市両村など盆地周縁南東部の9町村，9.8%を占める。

IV. いわゆる小村地域で、盆

3. 村落構成

(1) 大字の構成

次に奈良盆地の村落の中、中心度の高い大きい大字を除いてこれを大字単位にとらえ、歴史的展開を考慮して構成を

- A. 規模の大小を問わず1大字1集落によって構成されるもの 前記のI，IIIのタイプ
- B. 大字領内に 本村のほか小規模の枝村をとまなうもの 前記のI，II，IIIのタイプに含まれる。
- C. 明治初年の合村によって成立した大字で複数の集落から構成されるもの 前記のIIのタイプ
- D. 近世の村切が不十分であったためそのまま大字領域内に複数のほぼ同格の集落をもちこんだもの 前記のIIのタイプ
- E. 複数の小村によって構成されるもの 前記のIVのタイプ

その他、大字領域内に集落をとまわらないもののタイプに区分した。その結果、A 471 大字 (65.2%), B 102 大字 (14.1%), C 38 大字 (5.3%), D 56 大字 (7.8%), E 52 大字 (7.2%), その他 3 大字 (0.4%), 許 722 大字 (100.0%) となった (第 4 表)。以下、村落構成に関していくつかの問題点をとりあげて述べてみたい。

(2) 近世の分村

大和全体の村数は文禄 (1592~96) から元禄 (1688~1704) にかけて著るしく増加し、元禄以後はほぼ停滞していることが指摘されている⁴⁾。村数は寛永 16 年 (1639) には 1095、元禄 15 年 (1702) には 1405、全体として 28.3% の増加である (第 5 表)。とくに忍海・吉野・葛上・山辺各部の増加が著るしい。奈良盆地に限定するならば、元禄年間にかけての増加は村切や分村による枝村の独立のためで式下・十市・高市各郡の東部と葛上・忍海両郡の西南部に高く、平群・広瀬・葛下各郡の西北部に低い点が注目される (第 6 表)。今、葛下郡下田村など 5 村と十市郡平野村など 5 村のそれぞれ水田面積 1 町あたりの戸数をもとめると、前者においては平均 2.37 戸、後者においては平均 1.84 戸となる (第 7 表)。このことは近世においては、なおさら東部が西部に比して戸数増加の余裕を比較的残していたことを物語っている。

奈良盆地は古代以来の先進地域であったから開発は中世末にはすでに完了し、飽和状態になっていた。したがって荒蕪地などを新たに開拓してのいわゆる新田村は出現しなかった。村数の増加はいずれも村切によるほか農耕の便をはかって既耕地へ進出しての分村のためで、枝村は独立可能な段階で本村からの独立を果たした。分村による村名は出垣内・出屋敷など出のつくものが盆地東部から東南部に、新屋敷・新在家など新のつくものが西部にそれぞれ多く、やや対照を示している⁵⁾。記録や伝承などによって村落の本枝関係はほとんど明らかであっても、中には葛下郡の新在家や今在家のように村名からは分村に

第 5 表 郡別村(大字)数

	(a) 寛永16年(1639) 大和国郷帳	(b) 元禄15年(1702) 大和国郷帳	増加率(a)~(b) (%) (a)	(c) 明治22年(1889) 大字数	村数の増減 (b)~(c)
添上	105	130	23.8	127	△3
添下	50	65	30.3	56	△9
平群	69	77	11.6	71	△6
山辺	100	144	44.0	113	△31
式上	51	57	11.8	51	△6
式下	33	40	21.2	41	1
十市	61	78	27.9	80	2
広瀬	28	32	14.3	31	△1
高市	92	111	20.7	116	5
葛下	70	78	11.4	75	△3
忍海	9	19	111.0	15	△4
葛上	37	62	67.6	62	0
宇陀	98	112	14.3	109	△3
宇智	91	60	△34.1	60	0
吉野	201	340	69.2	306	△34
計	1,095	1,405	28.3	1,313	△92

- 注 1. (a), (b)は秋永政孝: 大和の村高帳について (奈良文化論叢, 1967) による。
2. (c)の中、添下郡から南郡山北郡山を除く。

よる成立を物語っているにもかかわらず本村が明らかでない例もある。これらの分村はそれぞれ独立することによってAタイプに属することになった。

以上のような分村独立とは別に枝村が本村から独立することなく今日もお大字領域内

第6表 近世村の本枝系列

郡	分 村 独 立
添上 (平坦部)	田中←窪之庄 番匠田中←番条 北永井・出屋敷←永井 (南永井)
添下	北新←菅原 南新←平松 佐紀 (門外・常福寺・西畑)・山陵・歌姫・横領←超昇寺 新←矢田 西 (北西)←筒井 ※南井←小南 ※西田中←田中
平群 山辺 (平坦部)	稲葉車瀬←竜田 ※岡本←三井 ※額田部北方・同南方・同寺方・西←額田部
式上	※上仁興←仁興 (下仁興) ※御経野←勾田 ※北菅田←菅田 (南菅田)
式下	辻←太田 ※小夫嵩方←小夫 ※豊田←豊前 ※為川南方・同北方・金沢←為川
十市	新町←八尾 西井上←井上 (東井上) 遠田←蔵堂 新屋敷 (笠形)←伊与戸
廣瀬 高市	梅戸←結崎 ※上但馬←但馬 ※三河←屏風
葛忍 葛上	金剛寺←松本 新屋敷←東新堂 満田←佐味 戒外←南浦 十六面←保津・西竹田・薬王寺 池尻・橋本←南山 ※竹田南方 (平野)←大網 出合・出垣内←膳夫 河西・谷←桜井
廣瀬 高市	南・弁才天・萱野・的場・大場←箸尾 ※西穴關←穴關
葛忍 葛上	別所・法花寺←高殿 寺田←慈明寺 小房←四分 古川←吉田 御坊←畝傍
葛忍 葛上	出←寺田 東山←飛鳥 上居・上←細川 下子島←子島 (上子島) ※飛驒←上飛驒
葛忍 葛上	田尻←関屋 築山←大谷 五ヶ所←下田 山内←高田 高・今泉・北今市←上里
葛忍 葛上	笛吹・梅室・山口←脇田上 (脇田) ※新町←南花内
葛忍 葛上	小林←楠羅 鎌田 (幸町)←桧原 井戸←佐田 関屋←増 西持田←持田 (東持田)
葛忍 葛上	極楽寺・西北窪・高天←北窪 鴨神 (神通寺・桜井・福西)・西佐味 (南佐味・水野)←佐味 (東佐味) 鳥井戸・朝妻・五百家←林 僧堂・船路←五百家 新田・内容←重阪 ※北道穂・南道穂←道穂 ※西松本 (元町)←松本 (東松本) ※東名柄←名柄

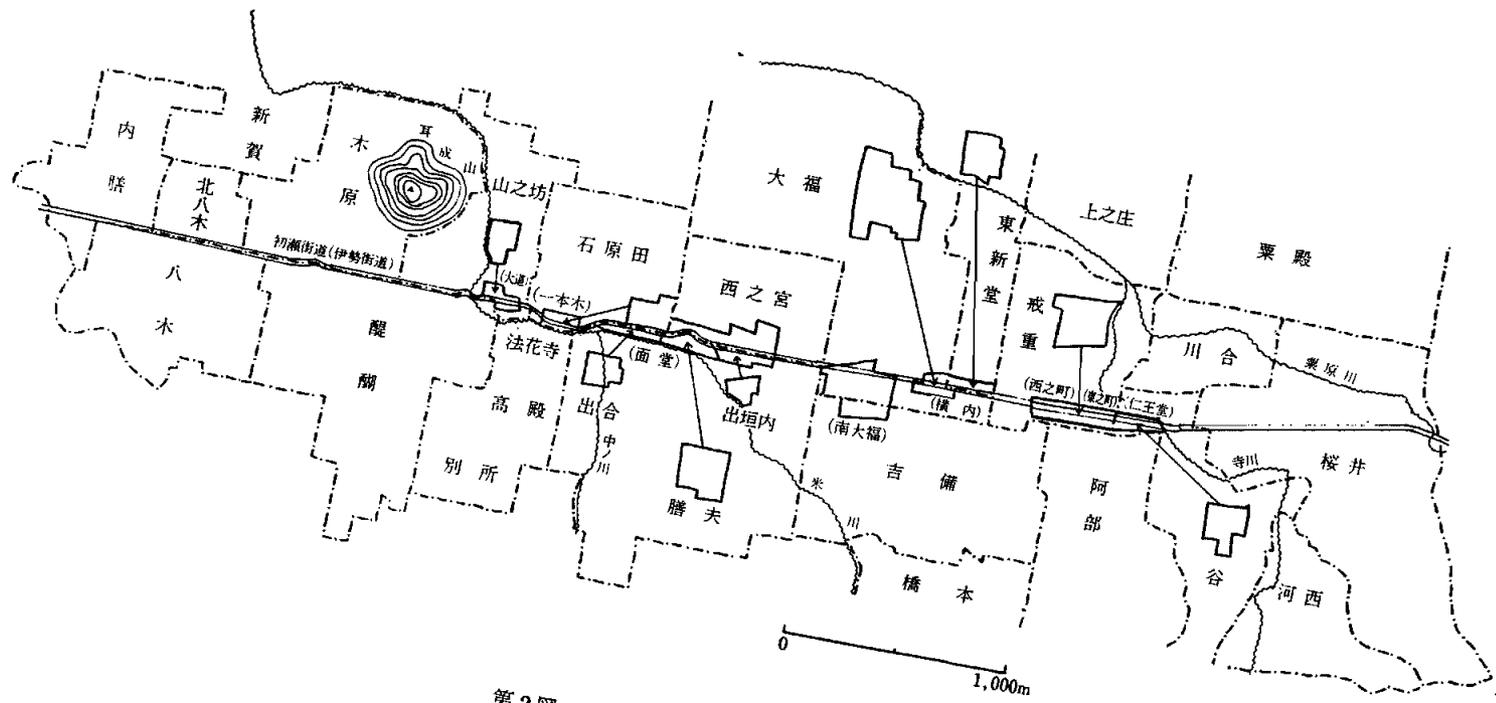
※印は明治以後の分村独立

第7表 奈良盆地西部5村と東部5村の比較

	(a)戸数	(b)水田面積 (町)	1町当り戸数(a/b)
A 下郡	下田村	508	202.9324
	五位堂村	509	239.5717
	二上村	567	242.6822
	当麻村	437	156.8328
	陵西村	482	213.1107
計	2,503	1,055.1508	2.37
B 十市郡	川東村	1,353	674.7711
	平野村	560	285.4314
	多村	865	454.3002
	耳成村	723	461.3314
	大福村	318	199.0609
計	3,819	2,074.9020	1.84

第7表 付 図





第2図 初瀬街道に沿う街村状の枝村

にとどまっている場合がある（Bタイプ）。同格の甲乙2集落が同じ大字領域内に包含されている場合は、近世村落の問題として今後の研究課題であろう。この例として野口と西代、大谷と北角（葛下郡）、真弓と地之窪（高市郡）、南山と沖之岡（十市郡）など比較的南部に多い。これらは後述するDタイプの一つと考えられる。

さらに近世の上・中・下街道や初瀬（伊勢）街道沿いに本村から離れて街村を形成するものがある。上街道沿いには丹波市に接続して田や勾田（山辺郡）の枝村、さらに三味田・佐保庄・成願寺（山辺郡）それに柳本に接続する岸田（山辺郡）の枝村などがある。中世末、「大田庄之内辻子郷⁶⁾」・「大田領辻カキト⁷⁾」と呼ばれた辻（式上郡）は太田の分村で近世初頭にはすでに独立した街村であった。中街道に沿う千束は白土と石川（添上郡）、藤川は中（山辺郡）と八条（平群郡）、二階堂はまた菅田（北菅田・南菅田）と上之庄（山辺郡）のそれぞれ枝村によって構成されている。初瀬街道には大道（山之坊）・一本木（石原田）・面堂（膳夫・出合・出垣内）・横内（大幅・東新堂）・西之町と東之町（戒重）・仁王堂（谷）の街村が形成された。これはらずべて本村の枝村で、出合街村とでもいうべきものであろう（第2図）。

なお、村落の本枝関係が逆転した特異な例として鉾立と新庄（添上郡）、横大路と三倉堂（葛下郡）の関係がある。もともと新庄は鉾立の、三倉堂は横大路のそれぞれ分村であったが、枝村の発展にしたがっていずれも元禄の頃までに村名も鉾立から新庄へ、横大路から三倉堂へと変わり主客転倒した。

本村領域内の分村はもちろん近世に独立しに分村も神社・墓地・水利・山林などを本村と共通にすることが多く、本村への依存が今日もなお強い。菅原からの分村である北新（添下郡）、平松からの分村である南新（添下郡）、伊与戸からの分村である新屋敷（笠形）（式下郡）、増からの分村である関屋（葛上郡）がともに本村と同じ基郷集団に属していること⁸⁾や太田からの分村である辻が本村と同じ水利集団に属し、両村間に越水と呼ぶ用水調整の慣行を残していること⁹⁾など多くの遺制があげられる。

その他、明治初年になって分村したものや町村制施行に際して大字を新立したものなどがある。中にはもともと共同体を異にした村落間の分離にかかるものもある。

(3) 明治初年の合村

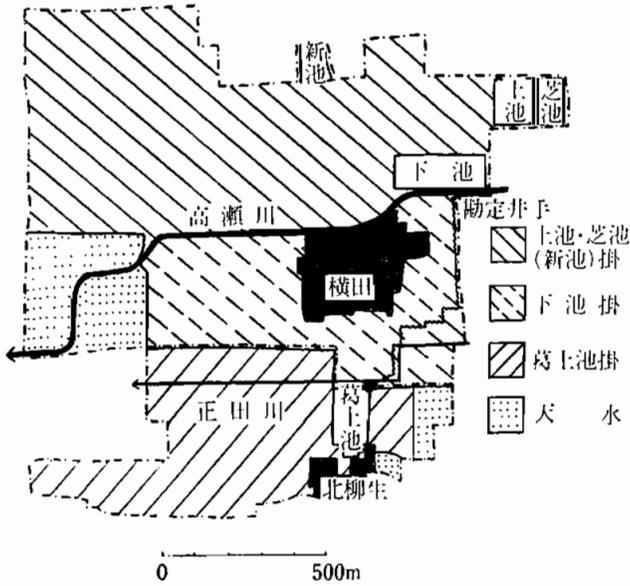
明治5年（1872）、「旧来一村ノ内、分界ヲ立取扱来候村々ノ儀ハ、以来其区分ヲ廃シ、合併一致ノ一村ト相成候様、改正ノ見込相立、大蔵省へ可伺出」（太政官布告第119号、明治5年4月10日）として明治政府による合村促進の方針がうちだされた。これに対して負の作用を果たす分村もいっぽうあるにはあるが、村数は漸減をたどった。全国で明治7年（1874）133村減、8年2338村減、9年2655村減、10年1157村減、11年419村減と続き、明治7年末の78,280村は21年（1888）末には71,314村に減少した¹⁰⁾。奈良県の合村状況は記録が不十分で正確には把握できないが、旧村数と明治22年（1889）、町村制施行時の大字数との比較によって大勢がわかる（第5表）。これらはCタイプに属する大字である。奈良盆地について合村年代の明らかなものだけについてみると、明治8年4件、9年8件、10年4件、12年3件、13年2件、15年2件、それ以降3件、その他明治9年以前と考えられるもの6件、以後と考えられるもの7件で明治9年がもっとも多い。添下・平群両郡に多く、式下・十市・高市各部に少なくなっている（第8表）。合村理由の全国的な傾向としては、1地租改正にあたって、飛地・境界の錯雑を整理するためのもの、2反別・戸口ともに寡少で、独立の見込みのないものに大別できる¹¹⁾。奈良盆地の場合、村切の復活を

もたらす合村などを含め、ともにみられる。とくに水利組織にからんでの合村が顕著で、奈良盆地の地域性を物語っている。北柳生(添上郡)は村高128石余の小村(柳生藩領)で、しかも北に接する大村、津藩領の横田(村高2,177石余)に高瀬川からの取入口であ

第8表 明治初年の合村

郡	合 村	合 村 年 代
添上 (平坦部)	横田+北柳生=横田	明治8年
	新古山+上山=山	明治9年
添下	※大向+小和田=大和田	明治9年
	※石堂+木島=石木	明治9年
	興福院+齋音寺=尼辻	不明(明治9年以後)
	※超昇寺+常福寺+門外+古超昇寺(西畑)=佐紀	明治9年
	※山陵+新超昇寺(山上)=山陵	不明(明治9年以前)
	西大寺+野神+芝=西大寺	明治8年
	※藤木中+脇寺=中	明治9年
平群	※吉田+新家=吉新	明治8年
	中ノ宮+岩井+安明寺=三里	明治10年
	櫛原+櫛木=櫛原	明治12年
	勢野+惣持寺=勢野	不明(明治9年以後)
	法隆寺+東福寺=法隆寺	不明(明治9年以後)
山辺 (平坦部)	九条+筑紫=九条	明治15年
	※三島+庄屋敷=三島	明治10年
	山口+木堂+内山=杣之内	明治12年
	※東三味田+西三味田=三味田	明治15年
	桃尾+針ノ尾=滝木	明治9年
式上	三輪+松之本+馬場=三輪	明治19年
	※中白木+北白木=白木	不明(明治9年以後)
	※備後+初利=巻野内	明治9年
式下	※市場+中+井戸+辻=結崎	明治10年
十市	※奏楽寺+九品寺=奏ノ庄	明治9年
	※八条+阿部田=千代	明治8年
広瀬	大坂内+赤部+齋音寺=三吉	不明(明治9年以前)
高市	※四条+小泉堂=四条	不明(明治9年以前)
	四条+新町=四条	不明(明治9年以後)
	常門+萩本=一	明治10年
葛下	※上里+中筋=上中	明治21年
	当麻+大橋+中=当麻	明治20年
	兵家+太田=岩橋	不明(明治9年以前)
	桑海+正道寺=葛木	不明(明治9年以前)
	曾根+大西=曾大根	明治12年
	王寺+門前=王寺	不明(明治9年以後)
忍海	※笛吹+馬場=笛吹	不明(明治9年以後)
	※柳原+今城+新+出屋敷=柳原	不明(明治9年以前)
葛上	※神通寺+桜井+福西=鴨神	明治13年
	※南佐味+水野=西佐味	明治13年
初期の合村	(※秋篠+木郷=秋篠)	明治4年
	(※五条+五条=五条)	明治4年

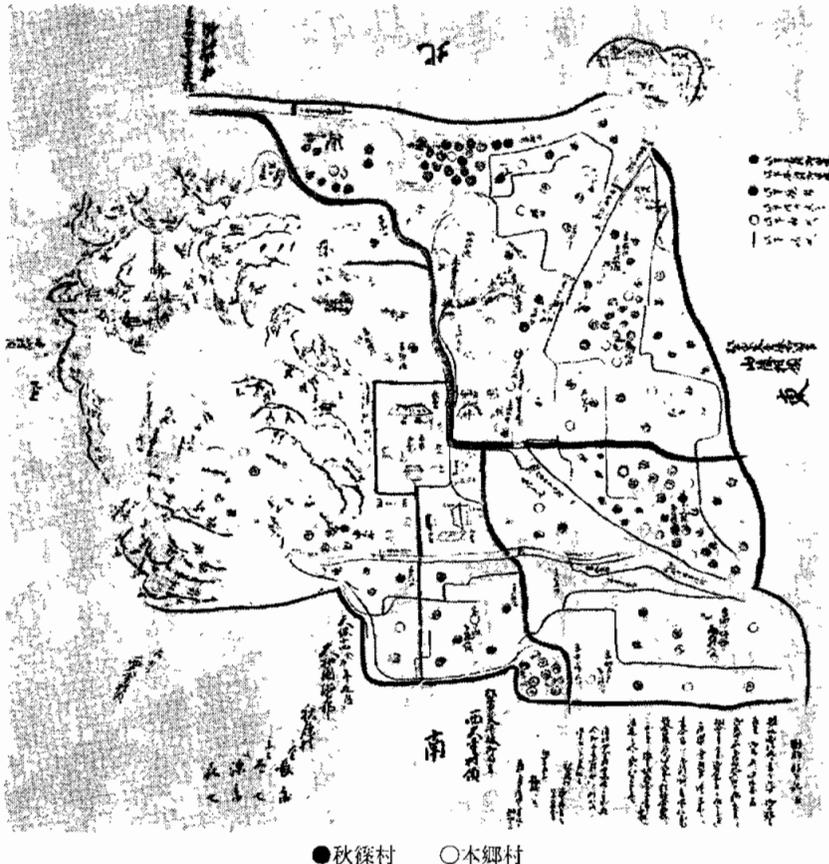
※印 近世初期の状態に復活または一部復活



第3図 横田と北柳生の領域と水利構造

る勘定井手を全く押えられていた。東流して北柳生の葛上池に取入れられる正田川の水量はきわめて乏しくどうしても高瀬川からの取水が必要であった。したがって水利条件を少しでも好転させるためには横田との合村のほか方途がなかったといえる(第3図)。初利と備後(式上郡)、吉田と新家(平群郡)なども近世以来水利は一元的であったから合村はその面から当然の帰結であった。

合村の先駆ともいえるべき明治4年(1871)の秋篠・



第4図 秋篠村と本郷村の領域錯綜(天保14年絵図)(秋篠, 西岡源一氏所有)

本郷両村（添下郡）の合村は注目される。秋篠は近世初頭、相給村となり、村高 652 石余の旗本堀田若狭領と村高 162 石余の旗本佐々淡路領に分割された。前者は秋篠村、後者は本郷村と呼ばれていたようである。一般に相給村の場合、ともに同一の村名で呼ばれることが多いが、この両村のような例として五條村（唐招提寺領）に対する五条村（郡山藩領）（添下郡）、箸尾郷が村切されて後の的場領域内の大福寺領としての箸尾村（広瀬郡）などがある。こうした場合もともと 1 村を構成していたものを分けたので耕地はもちろん在家も両村間に錯雑がみられた（第 4 図）。本郷村が郡山県役所に提出した合村歎願書には次のようにある。「当村方困窮に迫（迫）り追々潰百姓出来、甚及衰微、当時纔七軒＝減少相成候儀ハ、元来当村屋敷秋篠村へ入組碁石交リニテ、□□同村之もの住居罷在、何分先前より村号有之而已一村際立無之＝付而者、自然と大村之秋篠村＝被押倒候格＝成行、所詮永統難仕百姓共累年愁苦難治弥増候次第柄、〔中略〕安心百姓相統出来候様、御賢恵之程御仁徳＝奉縋、伏而奉謹願候¹²⁾」この結果、合村が許可され、秋篠村としてまとまることになった。

この例は高分けされていた 2 村間の合併であって村落相互の合併ではないので若干意味が異なる。一般的に言えば分村がいわば自生的個体ともいうべき村落を制度的個体化するものとすれば合村は制度的個体を逆に自生的個体に復活させることであるといえる。これらに関して空間的距離をへだてる村落間の合村とはまた別の問題がここでは考えられねばならない。

合村の結果は利害得失をともなった。支障を解消することを目的とした合村は当然それなりの意義があり、飛地の整理、水利組織の再編成、財政の確立などに益するところがあった。しかし逆に旧村間の経済的、感情的対立を助長することもないではない。最小の地域統一が近世村落一藩政村と一致しない限り、こうした対立が生じやすいわけであるが、合村はこれを当然もちこむことになった。例えば岩橋（葛下郡）や柳原（忍海郡）ではかえって村＝大字は形式化し、実質的には旧村単位の呼称が先行し、これが単位となっている。

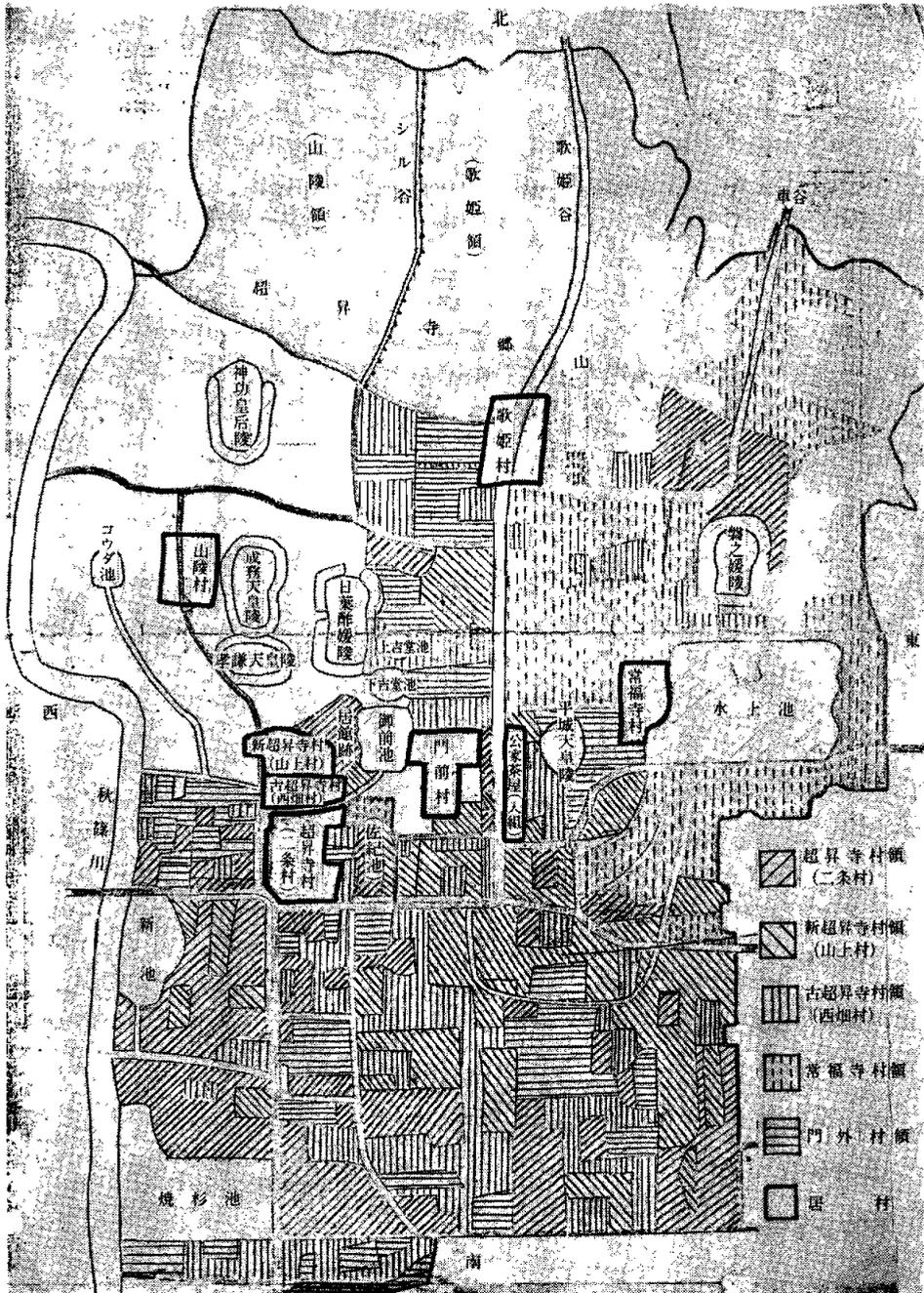
(4) 村切の問題

本百姓を中核として構成された近世村落は検地と併行して行なわれた村切によって成立した。村ごとに領域と境界を決定することによって所領の一円的支配を確立するため、中世の分散的土地保有を整理した。名主層は本百姓として位置づけられ、他村への出入作が制約された。村には検地帳が作製され、行政単位としての近世村落一藩政村が制度化される。前述したように分村によって成立した村落も独立村に認知された時点で村切が行なわれた。

奈良盆地の村落は村切およびその後の経過をめぐって次のように区分できよう。近世初頭に中世の郷庄を村切して成立した村の中には 1. 明治初年の合村によって復活または一部復活したものと 2. 明治初年になっても合村することなく村切による近世村落がそのまま今日の大字に継承されているものがある。それに対して 3. 当然、村切されるべき複数集落を含む大村であるにもかかわらず、受検単位村としては 1 村のまま今日の大字にそのまま継承されているものがある。1 の例として結崎郷・超昇寺郷・三輪郷など、2 の例として箸尾郷・上里郷・小野郷・長井庄（波多森新庄）など、3 の例として百済郷・広瀬郷などがあげられる。

庄園体制の支配を次第に排除した村落はそれぞれその地域的まとまりを確保して自立するために守護神を定めたが、水利や林野などの共同体的施設を共通にするところでは連合

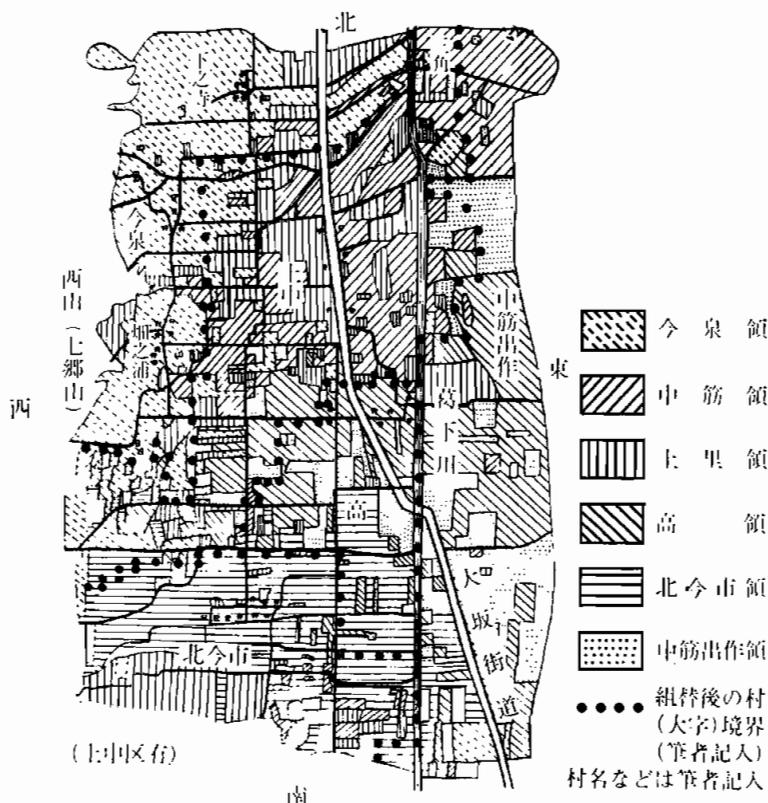
体制をとる必要があり、村落を連ねて郷（庄）の守護神を祀って郷村共同意識をたかめた¹³⁾。郷・庄の範囲としては中世の豪族の勢力圏とも一致するものがあり、さらに筒井郷・十市郷・布施郷・万歳郷・超昇寺郷などその勢力圏の意味に用いられることもあった。郷・庄の呼称は近世になっても地域名として生かされ、吉野郡などのように行政単位の名称として近代になお残される地域があった¹⁴⁾。



第5図 明治初年における超昇寺村外4村の領域錯綜
 (天理図書館所蔵地図) 村名などは筆者記入。

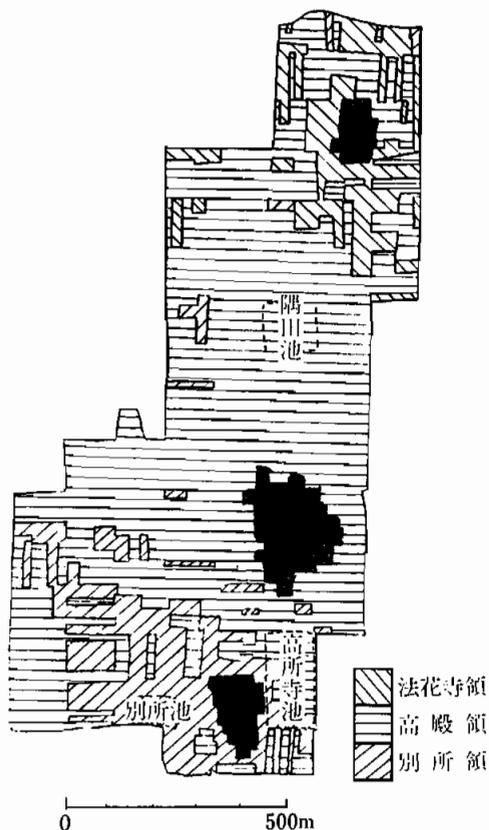
超昇寺郷は超昇寺の下司，一乗院方国民超昇寺氏の勢力圏で，本拠地である居館は山陵（添下郡）領の小字古所の地にもとめられる。文禄検地はこの中世の郷域をそのまま継承し，超昇寺村は村高2838石余，矢田（添下郡）・法隆寺（平群郡）・柳本（式上郡）などと比肩する大和きっての大村の一つであった。ところが近世初頭，超昇寺（二条）・山陵・歌姫・横領・常福寺・西畑（古超昇寺）・山上（新超昇寺）・門外の8村に村切された。西畑が旗本の三好越後守領と森左兵衛領，山上が三好助九郎領と森左兵衛領のそれぞれ相給であったほかはいずれも郡山藩領であった。奈良山丘陵西半部の東西21町，南北20町の超昇寺郷山は横領を除く7村の入会山でその範囲は今日の平城ニュータウン用地の奈良地区と一致する。在家はそれぞれまとまっていたが，耕地は錯雑し，超昇寺・常福寺・西畑・山上・門外の入組みが顕著でモザイク状を呈していた（第5図）。明治初年，このうち超昇寺・常福寺・西畑・門外4村は合村して佐紀村となり，山陵と山上は合村して山陵村となって超昇寺郷の一部復活をみた。結崎郷は一乗院方国民中村氏を中心とする結崎衆の勢力圏で，本拠地は今日の中村の一角であろうと考えられるが，その位置を詳らかにできない。元禄の頃，村高2,226石余の結崎村は中・辻・井戸・市場・梅戸の5村に分れた。いずれも郡山藩領で村切の理由が問題として残る。しかし糸井神社の氏子集団としての地域的結合は強く，明治初年，梅戸を除く4村は結崎村として合村し，これまた結崎郷の復活をみた。

いっぽう箸尾郷は中世，一乗院方国民箸尾氏の勢力圏である。小字的場の一隅を占めた居館は今日，工場の敷地となり，その面影を失っている。文禄検地では村高2,000石余の箸尾村として中世的遺構が継承されたが，元禄の頃，萱野・的場・弁財天・南の郡山藩



第6図 明治初年における上里村外5村の領域（明治初年の地図，大字上中所有）

領4村に村切された¹⁵⁾。箸尾は三輪街道と下街道の交叉する交通の要衝を占め、すでに町場化していたようである。享保9年(1724)には4村合計して戸数274, 商人41人, 中心性を有する町であった。箸尾郷の精神的紐帯は弁財天宮で4村の精神的結合は強固であった。しかしながらそれぞれすでに一体化していたこの4村が明治初年を迎えてもなお合村しなかったのは何故であろうか。結崎郷との比較において考えると、結崎の場合、市場のみがやや町方的性格を有しただけで他は集落を異にする一様の純農村であったのに比して箸尾の場合、街道に沿っての街村形成と教行寺の進出にともなう寺内町の成立によって機能分化が顕著であった。一度、制度化されたそれぞれの村落組織は次第に逆に集団化を強め、明治初年の合村傾向の中にあっても箸尾は結崎のように合村するには至らなかったと考えたい。このことは次に述べる上里郷の場合にもいえるところであろう。上里郷は西山(七郷山)(今泉<西>・中筋・高・北今市・平野・上牧・関屋)の入会権を共有する山郷集団であり、また旗尾上・下池・小森池(ともに今泉・中筋・中筋出作・上里・高・北今市の立会)の養水を共有する水郷集団、志都美神社(今泉・中筋・上里・高)を中心とする宮郷集団でもあった。文禄検地において村高2,015石余の上里村は寛永の頃、今泉(西)・中筋・高・北今市に村切され、さらにその後、中筋から上里を、さらに中筋から中筋出作をそれぞれ分村した。これら6村はいずれも郡山藩領で中筋・上里・高は大坂街道(当麻道)に沿う街村である。村切は村領域の錯雑をもたらすことが多く、箸尾も上里もともに明治初年までこの状態を残した。明治15年(1882)の「飛地・錯雑地等取調差出方」(大阪府布令乙151号, 明治15年11月13日)によって「他ノ町村へ点在セル飛地, 又ハ錯雑セル地所」をもつ町村は明治16年2月15日までに「組換義可申出」こととなった。第6図は今泉・中筋・上里・高・北今市・中筋出作6村の領域の錯綜を示す明治初年の地図であるが、領域分合、一円化の経緯については明らかでない。これに反して村切した大字のうち、今日も大字間に飛地の交錯が認められるものに膳夫・出合・出垣内(十市郡), 高殿・法花寺・別所(高市郡)などの例がある(第7図)。これらはそれぞれ本枝関係にあり、水利その他、一元的村落組織を今日も構成している。盆地平坦部ではこのような例は今日ではむしろ特異である。



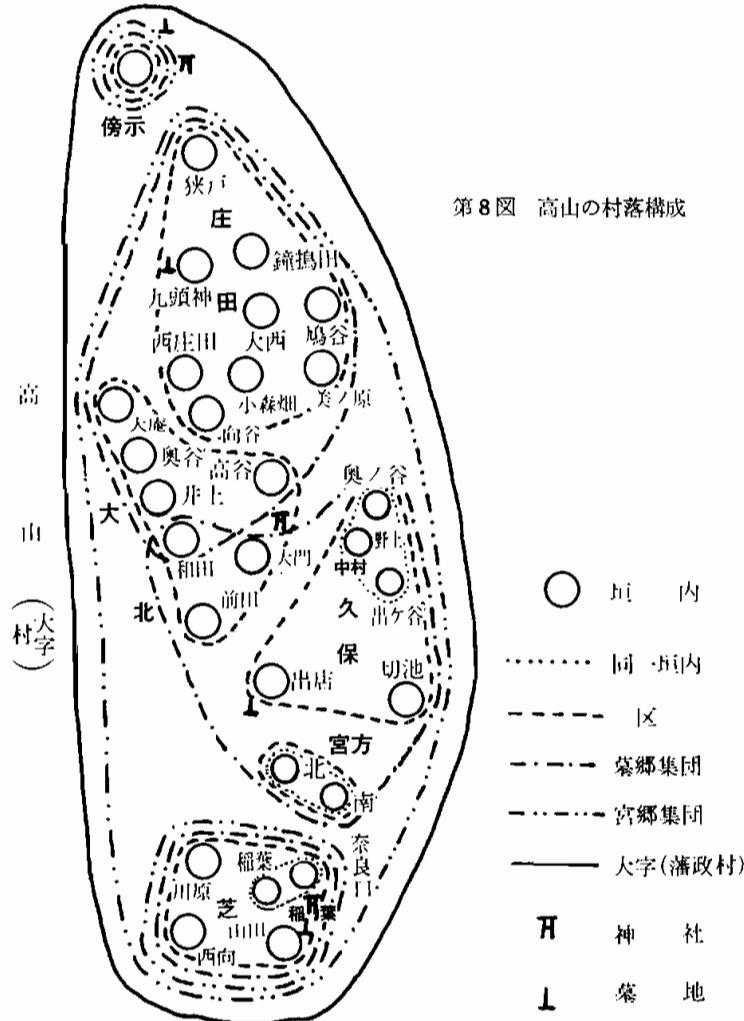
第7図 高殿・法花寺・別所の領域錯綜

百濟郷は北に接する広瀬郷とともに多武峯の庄園でそのまま村高1,732石余として近世の百濟村, 今日の大宇百濟に引きつがれている。今市・淵口・森・神主・新子・市場・二条の7集落に分かれ、今市・淵口・森は中世の北郷, 近世の北百濟村, 神主・新子・市場・二条は中世の南郷, 近世の南百濟

村として一応区分されていた。南・北百済両村は高分けによるもので地域統一体としての百済7村は天保8年(1837)の百姓一揆によっても明らかなようにきわめて結合が強固であった。紀伊ではこのような村を構成する個々の集落に小名の名称があるが¹⁶⁾、奈良盆地では垣内と呼ぶ以外、特別の呼称はなく、したがって単に内村とでもいうべきものであろう。村全体を支配する大庄屋のほか、それぞれの内村には^{さばき}捌と呼ばれる庄屋に準ずるものが置かれていた。それぞれ集落は他地域では独立村に匹敵するほどの規模であるにもかかわらずここでは遂に村切は行なわれなかった。多武峯領の村として中世以来の特種な伝統に支えられたためといえよう。このような例として広瀬郷(広瀬郡)やともに幕府直領の葛本・常盤(十市郡)がある。このように何故、村切の不十分な地域が形成されたかについての根本的解明は今後の研究課題であろう。百済のような大字はDタイプに属するものである。

(5) 小村地域

ここでいう小村とは数戸から25~30戸までの景観的にひとまとまりになった家屋群をさ



す。小村地域に関しては北倭村を含めた京阪奈丘陵を対象にした浜谷正人の研究にくわしい¹⁷⁾。近世初頭の村切が徹底的に行なわれなかった点ではDタイプと類似するが、このEタイプは集落規模が小である点に特色がある。高山（添下郡）に例をとれば29集落を含み1集落当り19戸にすぎず、近世は郡山藩領、村高1,430石余のたしかに全体としては大村である。これを傍示・庄田・大北・久保・宮方・芝の6区に分ける。29集落はそれぞれの区に属するが、地域全体は八幡神社の氏子として精神的結合が強固である（第8図）。浜谷正人は小村であることに基因して、それをとりかこむ空間が自律性をもたないこととそれに対応して村落の社会関係がルーズであったことが藩政村の規模を左右したと述べている¹⁸⁾。奈良盆地では郷村制の展開によって集村化が進行したが、地形的な制約を受ける河谷地域ではそれが果せず中世的村落からの脱皮が不十分であった。富雄川河谷の上・二名・三碓、天野川河谷の北田原・南田原（以上いずれも添下郡）・上田原・下田原（河内讃良郡）、生駒山地東斜面の信貴畑・久安寺・福貴・福貴畑・樺原など、さらに矢田山地東麓の矢田などいずれも小村卓越地域である。

4. む す び

以上、奈良盆地の村落構成を概観した。限定された奈良盆地という地域の中にあっても村落構成上、種々のタイプが認められる。本稿は町村制施行時の大字（戸数などは『大和国町村誌集』の数字）をとりあげ、近世村落—藩政村とのかかわり方を中心課題とした。これによって明らかにできたことはきわめて限られた範囲のことにすぎない。大字によって何故このような差異があるかの問題、とくに起源や内部構造をめぐる問題は直ちに明らかにできなかつた。この点、今後の研究課題として取り組みたいと考えている。

注

1. 現在の奈良・大和郡山・生駒・天理・桜井・御所・大和高田・橿原の8市および生駒・山辺・磯城・北葛城・高市の5郡の範囲、ただし山辺郡の山間部を除く。
2. 田辺裕：市町村規模の地域的特徴（人文地理16の4）
3. 水津一郎「社会集団の生活空間——その社会地理学的考察」P. 171～2, 1969年。
4. 梅崎秀治：大和に於ける分村の集落地理学的研究（人文地理7の3）
5. 4.に同じ。
6. 『大乘院寺社雑事記』（寛正3年<1462>4月15日）
7. 『沽却 畠主鎌新券文之事』（天文2年<1533>12月23日）（桜井市辻，辻政嗣氏所有文書）
8. 拙稿：奈良盆地における歴史的地域に関する一問題——墓郷集団をめぐる（人文地理25の1）
9. 拙稿：大和国穴師郷と巻向川筋の水利構造（歴史地理学会会報89）
10. 大森文書による。
11. 井戸庄三：明治初期町村分合に関する二、三の問題——長野・山梨両県を中心として（人文地理18の4）
12. 天理図書館所蔵文書。
13. 萩原竜夫「中世祭祀組織の研究」（増補版）P. 415～16, 1975。
14. 山田正浩：奈良県吉野郡における明治行政村領域の成立—郷との関係を中心にして（人文地理18の5）
15. 萱野・的場・弁財天・南の東北に位置する大場は箸尾の分村である。
16. 近藤忠：藩政村の集落構成——紀州における（人文地理19の2）
17. 浜谷正人：農村社会の空間秩序とその意義——主として小村のばあいを事例として（人文地理

21の2)

18. 17.と同じ.

Summary

Ohaza is the smallest regional unit after that of village, town, or city in an administrative district in Japan. But it has a border on a territory in itself. Now, the regional framework of Ohaza in Nara Basin is divided into the following types.

- A. A type that identify Ohaza with a commune.
- B. A type that contains several communes in Ohaza territory by an annexation in the early years of Meiji.
- C. A type that contains several communes that can stand on each own legs. In this case, communes not divided into several communes in recent years.
- D. A type that contains several hamlets in Ohaza territory.

There are some regional differences in this framework of Ohaza. I can't define all about it, but in this copy I will define the geographical and historical background which has been the major factor of the framework of Ohaza by illustrating with some examples.